

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：アフリカ地域（広域）デジタル技術・宇宙技術を活用した水文情報収集・解析に関する情報収集確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式ーランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：アフリカ地域（広域）デジタル技術・宇宙技術を活用した水文情報収集・解析に関する情報収集確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00967

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域（広域）デジタル技術・宇宙技術を活用した水文情報収集・解析に関する情報収集確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月から2026年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

該当なし。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 3月 18日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年 3月 18日 12時まで
3	質問への回答	2025年 3月 24日 まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2025年 3月 28日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年 4月 14日 11時30分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

なお、本件の受注者及び業務従事者並びに業務従事者が所属する企業・組織は、本調査内で実施する技術実証の公募には参加できません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/na2RqE1jqP>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期

間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（技術評価点）} \times 0.7 + \text{（価格評価点）} \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ

引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

気候変動の影響による経済、社会活動への影響が高まる中、極端な気象現象による水不足や洪水等に対処し、限られた水資源を持続的に利用するために適切な適応策をとることが開発途上国を含む各国の喫緊の課題とされている。

我が国は、途上国における全国を対象とした水資源開発及び管理に係るマスタープラン（以降、「全国水資源 M/P」とする）を過去に9か国において実施し、各国の水資源管理において優先流域の特定や優先開発事業の特定を行う等の限りある開発予算の効果的な配分に資する水資源管理計画の策定を支援してきた経験を有している。その特徴の一つである、実際の観測データに基づく水資源ポテンシャルの推計と水需給バランスの検討により、精度の高い計画策定を行ってきた。一方、経済開発の途上にあるサブサハラアフリカにおいては、気候変動を踏まえた水資源に関する長期計画の策定や定期的な更新の必要性が高いが、水文情報や雨量の地上観測データ等の統計データが少なく、水資源計画の策定・更新が困難な状況にある。

近年、デジタル技術や宇宙技術の進展により、衛星観測データを用いた降雨量の把握や水利用の可視化など、水資源ポテンシャルの推定に資する技術が利用可能となっており、そうした技術を活用するスタートアップ企業等も数多く設立されている状況にある。これらデジタル技術や宇宙技術を用い、水資源計画策定に必要な不足する地上観測データの補完や、水資源量や水利用の可視化を行うことで、地上観測データの少ない途上国において効率的に水資源管理計画を策定できる可能性がある。

本調査では、上記背景のもと、水資源分野でのデジタル技術及び宇宙技術の活用可能性を調査するものである。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、アフリカを対象に過去に作成された全国水資源マスタープランを題材として、日本の持つ宇宙技術やデジタル技術の競争力等を把握し、水や気候変動に関連する分野における将来のビジネス展開の可能性を検討するための情報を収集することを目的とする。

【調査対象地域】

- ザンビア国
- コートジボワール国
- その他、技術実証を行う国（アフリカもしくは JICA の協力対象国）

【調査対象機関】

- 調査対象国の水資源管理所管官庁

本調査において、受注者は調査の目的を達成するために、「第3条 調査実施の留意事項」に十分に配慮しながら、「第4条 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて「第5条 報告書等」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、発注者及び調査協力機関に対し説明・協議のうえ、提出するものとする。

第3条 調査実施の留意事項

（1）本調査における全国水資源 M/P の位置づけ

全国水資源 M/P の改訂自体は本調査の対象範囲外となる。本調査では、事前準備段階において、過去に作成したザンビア国、及びコートジボワール国の全国水資源 M/P を参照し、検証対象とする水文データや水利用に関する情報の特定に役立てる⁴。加えて、技術実証の実施後に、得られた知見に基づき、ザンビア国及びコートジボワール国の水文情報を整理し、整理した水文情報を基に、全国水資源 M/P の改訂の必要性、並びに改訂方針について考察を行うこととする。

（2）JICA の協力方針等と本調査の位置付け

クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」では、科学的データに基づく問題分析を起点とした水資源計画の策定が記載されている他、水資源管理の責任主体が強化すべき7つの要素の一つとして、データ・モニタリングを挙げ、「課題の把握や対応策の検討、利害関係者の合意形成を促進するため、利害関係者が信頼できるような科学的・客観的なデータを収集し、それ

⁴ 「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」の1番について、過去に作成したザンビア国、及びコートジボワール国の全国水資源M/Pを参照し、両国の全国水資源M/Pにおいて必要とされる水文情報のうち本調査で対象とする優先対象項目について検討・提案すること

らの変化をモニタリングすることが求められる」とし、気象・水文情報を含む科学的・客観的なデータは利害の対立やトレードオフに対して解決策を見出し、合意を形成するために重要なものと位置付けている。

業務従事者は、本調査で取り上げるデジタル技術・宇宙技術の候補を検討する際、及び、提言を取りまとめる際において、JICA グローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と供給」並びに、クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」の推進に寄与することを理解し、業務を進める。

(3) 実証を行うデジタル技術・宇宙技術の想定

実証を行うデジタル技術・宇宙技術の想定は以下の通り。調査開始後の技術実証の準備段階において、実証対象技術を確定する⁵。実証対象技術は第一回国内支援委員会での意見聴取を踏まえて決定する。

- 衛星データを用いた雨量観測
- 衛星データを用いたダム水位観測
- 地表水及び地下水の水資源ポテンシャルの推計に資する技術
- 協働・合意形成に資する情報の可視化技術
- 宇宙技術やデジタル技術を活用した気候変動適応策に資する本邦企業のサービス（例えば、衛星活用した気象予測サービスや農業保険、地下水の持続的利用の促進に役立つ技術・サービス、宇宙技術を活用して漏水を検知する技術・サービス等）

技術実証を通じて、水文情報に関連した技術については、地上観測データとの比較による計測精度の検証、及び、地上観測データを組み入れることでの精度向上の可能性を検証する。

技術の実証に重きを置き、実証サイトはザンビア国、コートジボワール国に限らないこととする。既存の地上データ量及び取得の容易さ、カウンターパート機関の協力の得られやすさ等を考慮し、ザンビア国、コートジボワール国を含め最大4か国程度を対象国とする。

(4) デジタル技術・宇宙技術に関する解析技術やノウハウを持つ企業・組織のリストアップ⁶

⁵ 「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」の2番について、JICA「持続可能な水資源の確保と水供給」推進に有用なデジタル技術・宇宙技術について想定しうる候補の追加があれば提案いただきたい。また、公募を通じた技術実証では、それぞれの技術に適した実証サイトを選定する。例えば、雨量観測であれば衛星データとの比較対象となる地上気象データの一定程度の蓄積があり且つ本調査において利用可能であること、ダムの水位観測であれば衛星で観測した水位の確からしさを検証するためのダムの水位管理や標高等の地上測位情報が整備されている国（例えばタイ国）等。なお、実証対象技術の数は業務開始後のプロセスの中で決定していくこととする。第3条（5）に記載のとおり、実証参加企業について4つを目安とすることを前提として業務量を検討ください。

⁶ 「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」の3番について、本項の記載を踏まえて、デジタル技術・

企業・組織のリスタートアップの要件として、①JGA「持続可能な水資源の確保と水供給」の推進に貢献する技術について解析技術やノウハウを持つこと、②宇宙技術もしくはデジタル技術を何らかの形で活用していること、③技術実証を行った後に、アフリカもしくはJICAの協力対象国へのビジネス展開を考えていることを満たすものとする。本邦スタートアップ企業の技術実証への参加は必須とし、技術実証の候補として優先的に検討する。他方、本邦大学・研究機関・大企業等を対象としたリスタートアップも可能な範囲で行う。

(5) 技術実証参加企業・組織の公募について

技術実証の実施においては、スタートアップ企業を含む企業・組織を対象とした公募を行う。業務従事者は公募の進め方、選定プロセス及び選定基準、選定後の実証スケジュール等を含む公募要領を作成し、JICA 地球環境部が行う実証参加企業の選定（4つの企業・組織を目安とする。）を支援するとともに、選定後は実証参加企業が実施する技術実証を支援する⁷。

また、選定された企業・組織が技術実証を行うにあたり、調査内で定められている費用を上限として、高度な分析・解析を行うための必要経費を国内再委託として定額計上可能とする。企業・組織の選定後に費用の詳細を打ち合わせ簿で確認する。この際、企業・組織が現地渡航を行う場合、定額計上の範囲内で計上を可能とする。なお、本調査で実証対象とする水文データや水利用に関する技術には、共通要素を含む技術もあることから1つの組織・企業が複数の技術実証を行うことも想定しうる。1つの組織・企業が複数の技術実証を行う場合においても、各組織・企業に国内再委託する際の費用上限は変更しない。

技術実証において、実証参加企業が必要とする地上観測データを利用するためには相手国政府からの許可を得る必要がある。業務従事者は、技術実証支援の一環として、この地上観測データの取得並びに利用許諾取得を支援する。

(6) 水資源分野（水資源量・水利用状況把握）の宇宙技術・デジタル技術活用に関する執務参考資料

技術実証結果を基にして、水資源分野（水資源量・水利用状況把握）の宇宙技術・デジタル技術活用に関する執務参考資料を作成する。従来行ってきた地上観測データを活用した方法との比較や宇宙技術・デジタル技術を活用した水資源量・水利用状況の可視化が現時点でどこまで可能かについて考察する。

宇宙技術に関する解析技術やノウハウを持つ企業・組織（スタートアップ企業を含む）のリスト（プロポーザル作成時点）を提案ください。

⁷ 「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」の4番について、スタートアップ企業の公募への参画を促進するため、スタートアップ企業が技術実証に参加するインセンティブを整理・検討する必要があると考えております。JICA及びスタートアップ企業が相互にWin-Winの関係を構築するための、公募の在り方を提案ください。

(7) 国内支援委員会の設置

本調査では国内支援委員会を設置する。業務従事者は以下に記載する国内支援委員会の開催を支援すること。

第一回国内支援委員会（2025年5月下旬から6月上旬）：技術実証計画・公募要領についての意見聴取

第二回国内支援委員会（2025年7月）：公募審査案についての意見聴取

第三回国内支援委員会（2025年10月）：技術実証の中間報告

第四回国内支援委員会（2025年12月）：技術実証の最終報告並びに提言案についての意見聴取

第4条 調査の内容

4-1 デジタル技術・宇宙技術を用いた技術実証の準備

(1) 関連資料及び情報の収集・整理・分析等 既存資料及び情報を収集・整理し、分析を行うとともに、調査の活動内容及びスケジュール詳細を検討する。

(2) ザンビア国、コートジボワール国の全国水資源マスタープランをレビューし、その水文情報の更新に役立つデジタル技術・宇宙技術候補のリストを作成する。

(3) JGA「持続可能な水資源の確保と水供給」推進に有用なデジタル技術・宇宙技術の候補を追加検討し、デジタル技術・宇宙技術候補のリストを更新する。

(4) リストアップしたデジタル技術・宇宙技術に関する解析技術やノウハウを持つ企業・組織（スタートアップ企業を含む）を調査し、公募に際して応募勧奨を行うための企業・組織リストを作成する。

(5) 公募の進め方、選定プロセス及び選定基準、選定後の実証スケジュール等、技術実証の枠組みを整理し、公募要領を作成する。

(6) 4-1(1)及び(3)～(5)にて作成・整理した内容について第一回国内支援委員会において説明する。国内支援委員会の見解を踏まえ、デジタル技術・宇宙技術の候補リスト、公募に際して応募勧奨を行うための企業・組織リスト、及び技術実証の枠組みを含む公募要領を最終化する。

4-2 デジタル技術・宇宙技術を用いた技術実証に関する公募の実施

(1) 公募要領に記載されたデジタル技術・宇宙技術について解析技術やノウハウを持つ企業・組織（スタートアップ企業を含む）の公募を行う。

(2) 応募結果を取りまとめ、選定基準に即して審査資料を作成する。

(3) 審査資料を第二回国内支援委員会にて説明する。

(4) 審査資料及び国内支援委員からの助言を踏まえ、JICAが参加企業・組織の選定を行う（4つの企業・組織を目安とする。）。業務従事者は技術実証に参加する企業・組織の選定理由を含む選定経緯の記録を作成する。

4-3 デジタル技術・宇宙技術を用いた技術実証の実施

(1) 技術実証参加企業・組織と協議を行い、技術実証のサイト選定、現地渡航計画、必要となる地上観測データの特定等を含む小規模・短期間の技術実証計画を取りまとめる。

(2) 技術実証参加企業・組織が作成した技術実証計画の実施を支援する。必要に応じ、技術実証参加企業・組織が行う現地渡航に同行し、地上観測データの収集を支援する。

(3) 技術実証参加企業・組織による技術実証の進捗をとりまとめ、第三回国内支援委員会において技術実証中間報告を行う。第三回国内支援委員会の議論を踏まえ、技術実証参加企業・組織にフィードバックを行い、技術実証結果のとりまとめを支援する。

(4) 技術実証参加企業・組織が取りまとめた技術実証結果（衛星観測データと地上データとの比較等の精度検証を含む）を、技術実証参加企業・組織と共に第四回国内支援委員会にて報告する。

(5) 技術実証の概要及び結果を、水資源管理分野の宇宙技術・デジタル技術活用に関する執務参考資料にとりまとめる。宇宙技術・デジタル技術を活用した水資源量・水利用状況の可視化が現時点でどこまで可能かについて考察する。

4-4 実証技術を用いた全国水資源 M/P の更新必要性の検討

(1) 4-1 (2) で実施したザンビア国、コートジボワール国の全国水資源マスタープランのレビュー結果をふまえて、ザンビア国、コートジボワール国を訪問し、水文情報収集状況の現状確認、及び、情報提供依頼を行う

(2) 技術実証等を通じて得られた知見を基に、ザンビア国、及び、コートジボワール国の水文情報を整理する。

(3) 整理した水文情報を基に、全国水資源マスタープランの改訂の必要性、並びに改訂方針について考察する。考察結果を水文情報収集・解析結果報告書にとりまとめる。

(4) ザンビア国、コートジボワール国に考察結果の情報提供並びに提言を行う。

4-5 水資源及び気候変動適応分野でのデジタル技術・宇宙技術活用に関する提言

(1) スタートアップ企業との共創可能性やビジネス展開について検討する。

(2) 水資源分野並びに気候変動分野の JICA グローバル・アジェンダの推進に寄与するデジタル技術・宇宙技術の活用方策について検討する。

(3) 4-6 (1)、(2) の検討結果をふまえて、水資源や気候変動に関連する分野でのデジタル技術・宇宙技術活用について提言案を取りまとめ、第四回国内支援委員会にて報告する。

(4) 第四回国内支援委員会での議論を踏まえ、水資源や気候変動に関連する分野でのデジタル技術・宇宙技術活用についての提言を最終化する。

(5) 本業務の内容（最終化した提言を含む）を取りまとめた業務完了報告書を作成する。

4-6 対外発信資料、本調査のブリーフノートの作成

(1) 業務完了報告書を基に、対外発信を想定した本調査の調査内容並びに調査結果の概要を取りまとめたブリーフノート（A4で10ページ程度）、及び、対外発信用のパワーポイント資料の作成を行う。

第5条 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。最終成果品として、2026年2月27日（金曜日）までに次の(5)を電子データにて提出する。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。報告書の印刷、電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関する仕様ガイドライン（2014年11月）」を参照のこと。また上記作成資料は簡易製本とする。

なお、インタビューを行う場合には、先方と当方での認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられるヒアリング結果の概要について議事録に取りまとめる。上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

	報告書等	提出期限	部数	備考
1	業務従事者業務従事月報	毎月（月初め）	1	業務従事者は、業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を毎月初めに監督職員へ提出する。
2	業務計画書	業務開始後 2	電子データのみ	

		週間以内	和文	
3	水資源分野（水資源量・水利利用状況把握）の宇宙技術・デジタル技術活用に関する執務参考資料	技術実証終了後、1か月以内	電子データのみ 和文、英文	実証技術の概要、結果等を本報告書にまとめる。目次、構成については JICA と相談のうえ、決定する。
4	コートジボワール国水文情報収集・解析結果報告書	2026年1月30日	電子データのみ 和文、仏文	全国水資源マスタープランの更新必要性検討を含む。目次、構成については JICA と相談のうえ、決定する。
5	ザンビア国水文情報収集・解析結果報告書	2026年1月30日	電子データのみ 和文、英文	全国水資源マスタープランの更新必要性検討を含む。目次、構成については JICA と相談のうえ、決定する。
6	業務完了報告書	2026年2月27日（金）	和文：1部、CD-R 1枚 英文：1部、CD-R 1枚	業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付したうえで JICA に提出する。
7	調査結果ブリーフノート及びパワーポイント資料	2026年2月27日（金）	電子データのみ 和文、英文	ドラフトを1か月前に提出

				<p>し、発注者からのコメントを踏まえて最終化したもの。</p> <p>パワーポイントは、本調査並びに技術実証の内容を紹介したものとす</p> <p>る。</p>
--	--	--	--	---

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	全国水資源 M/P の水文情報のうち本調査で対象とする優先対象項目	第3条 調査実施の留意事項 (1) 本調査における全国水資源 M/P の位置づけ
2	JGA「持続可能な水資源の確保と水供給」推進に有用なデジタル技術・宇宙技術の候補及び、同技術を検証する際に適した技術実証サイト(地上観測データの入手方策を含む)	第3条 調査実施の留意事項 (3) 検証を行うデジタル技術・宇宙技術の想定 ((2) JICA の協力方針等と本調査の位置付け、)
3	デジタル技術・宇宙技術に関する解析技術やノウハウを持つ企業・組織(スタートアップ企業を含む)のリスト(プロポーザル作成時点)	第3条 調査実施の留意事項 (4) デジタル技術・宇宙技術に関する解析技術やノウハウを持つ企業・組織のリストアップ
4	スタートアップ企業と相互に Win-Win の関係を構築するための連携方策・公募の在り方	第3条 調査実施の留意事項 (5) 技術実証参加企業・組織の公募について

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 8.4人月

(現地渡航回数：延べ8回)

業務従事者構成の検討に当たっては、水文情報、水資源計画、デジタル・宇宙技術／スタートアップ連携の専門性を持つ従事者を含めること。

なお、従事者並びに従事者が所属する企業・組織は、本調査内で実施する技術実証の公募参加資格を有さないこととする。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

- 1) 対象国及び類似地域：ザンビア国、コートジボワール国及び全世界
- 2) 語学能力：英語

- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。
- ※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）国内再委託

「第２章 第４条 調査の内容 ４－３ デジタル技術・宇宙技術を用いた技術実証の実施」に記載されているデジタル技術・宇宙技術を用いた技術実証に際して、技術実証参加企業・組織への国内再委託を認めます。本業務で行う技術実証の公募後に技術実証計画を取りまとめる過程で再委託の内容を確定することを想定しています。

（５）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- なし

２）公開資料

- [ザンビア国 全国水資源開発計画調査最終報告書](#)（要約・和文）
- [ザンビア国 全国水資源開発計画調査最終報告書](#)（本編・英文）、
- [ザンビア国 全国水資源開発計画調査最終報告書](#)（データ資料・英文）
- [ザンビア国 全国水資源開発計画調査最終報告書付属資料その１](#)（英文）
- [ザンビア国 全国水資源開発計画調査最終報告書付属資料その２](#)（英文）
- [ザンビア国 全国水資源開発計画調査最終報告書付属資料その３](#)（英文）
- [象牙海岸共和国 全国総合水資源管理計画調査ファイナルレポート](#)
[（要約・和文）](#)
- [象牙海岸共和国 全国総合水資源管理計画調査ファイナルレポート](#)
[（本編・英文）](#)
- [象牙海岸共和国 全国総合水資源管理計画調査ファイナルレポート付](#)
[属資料](#)（英文）

（６）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有

2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（7）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所、JICA コートジボアール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（1）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：全国あるいは流域の水資源計画の策定、水資源計画における水文調査業務、及び、デジタル技術・宇宙技術を活用した技術実証を含む業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について (該当する口にチェック)

本案件は定額計上はありません。

本案件は定額計上があります (11,108,000円 (税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地調査	第 2 章 第 4 条 調査の内容 4-3 (2)	3,108,000 円	従事者 2 名、2 回分の航空賃、 日当・宿泊料。 現地対象国は 未定であるも の、費用積算の 想定としてタ	・旅費 (航空 賃 ・日当・宿泊 料等

				イを設定。	
2	デジタル技術・宇宙技術を用いた技術実証経費	第2章 第4条 調査の内容 4-3(2) 及び 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (4) 国内再委託」	8,000,000円	デジタル技術・宇宙技術高度な分析・解析を行うための必要経費	再委託

(4) 旅費（航空賃）について

ザンビア国、コートジボワール国への渡航を第1回、第4回渡航として想定します（第1回、第4回渡航の二カ国合計で19日間）。第2回、第3回渡航（渡航回数についても変更になる可能性があります）は実証参加企業決定後に確定するため定額計上とします。

第1回、第4回渡航に係る旅費（航空賃）については以下のとおりです。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/水文情報</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2